



とうわ



主 な 内 容

- ・ 第69回通常総代会開催 1
- ・ 令和2年度事業計画概要及び予算 3
- ・ 今年の通水及び
 新型コロナウイルス対策について 8
- ・ 各施設物管理人・監視人について 9
- ・ 改良区からのお知らせ・お願い 11

春 2020(令和2年)
NO.128

第69回通常総代会開催

去る3月25日 令和元年度 第69回通常総代会が、大岩 治総代（東川地区）議長のもとに開催され、議事録記名人に 高橋 渡 総代（東旭川地区）、唐太 努 総代（東神楽地区）が選任され、全議案が原案どおり可決及び承認となりました。本通常総代会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に鑑み、総代各位の健康に配慮し、書面議決を導入しました。総代定数36名のうち、本人出席16名、書面16名、欠席4名にて開催されました。

開会の挨拶

理事長 外山 弘美

本日は、何かとご多忙のところ、第69回通常総代会にご出席を賜り厚くお礼申し上げます。また、日頃より改良区事業、運営にご協力を賜っている事に感謝とお礼を申し上げます。

新型コロナウイルスについては、北海道より緊急事態宣言が発表され、外出自粛や消毒などの対策が求められております。本通常総代会は、感染症の拡大防止対策として、北海道の通知に従い、書面議決を行使することが可能となり、都合の悪い総代の方には、書面議決をお願いしたところです。また、拡大防止対策として、出入口での消毒、座席の間隔をあげ、時折換気をしながらの開催といたしますので、よろしくお願いします。皆様もご留意ください。

今年の総代改選におきましては、総代からのご提案を受け、総代定数を50名から36名に削減させていただきました。退任された総代の皆様には、改良区の事業、運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝とお礼を申し上げます。新しく総代になられた皆様には、総代会の決議のほか、改良区と組合員のパイプ役としてご尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

去年は、水稻をはじめ各農産物も天候が順調に推移しておおむね良い出来秋を迎えることができました。今年も積雪は少ない冬でしたが、昨年同様の天候で季節が移り変わり、喜びの多い年になるよう願わずにはられません。

土地改良法の改正に対応し、本通常総代会におきましては、利水調整規程の設定について提案させていただいております。これは、農業用水の供給を適正に行い、有効的に水利用をするために設定されるものです。

令和2年度の予算につきましては、円グラフにてお示ししていますが、整備事業が増えるにつれ、補助金及び助成金が増額していることがわかります。収入におきましては、皆様からいただいている、賦課金と補助金及び助成金で8割近くあり、支出においては、営造物管理費と土地改良事業費、諸税及び負担金で8割近く占めていることがわかります。

国営事業につきましては、引き続き大雪東川第一、第二地区、旭東東神楽地区において、ほ場整備工事が行われる予定です。また、道営事業も、忠別北地区、忠別南地区、兵村北地区、旭正北中央地区においてほ場整備工事が予定され、その他上幹線地区等の事業が予定されています。営造物管理費の小破修繕費として、79,200千円を計上しております。

永年勤続表彰におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策といたしまして、本通常総代会における贈呈式は取りやめ、本人に直接贈呈させていただきますので、ご了承願います。

今総代会は、承認2件、議案12件、報告1件となっています。慎重審議を願いまして簡単ですが挨拶とします。



議決及び承認・報告事項

◇承認事項

- ・東和土地改良区役員選任推薦会議運営規程の一部変更について
- ・令和元年度積立金処分額変更について

◇議案事項

- ・東和土地改良区定款の一部変更について
- ・東和土地改良区利水調整規程の設定について
- ・東和土地改良区規約の一部変更について
- ・令和2年度賦課金等の賦課徴収方法とその時期について
- ・令和2年度東和土地改良区役員、総代の報酬について
- ・令和2年度各種積立金の処分について
- ・一時借入金の借入について
- ・長期借入金の借入について
- ・令和2年度農地転用決済金について
- ・土地改良財産の取得及び処分について
- ・令和2年度東和土地改良区一般会計収入支出予算について
- ・令和元年度第4回東和土地改良区一般会計収入支出補正予算について



◇報告事項

- ・定期監査の結果について



永年勤続表彰

◇永年勤続表彰〔総代在職8年以上〕

(元総代) 松倉 龍秀 高橋 誠
宮武 広志 米山 壽一

◇永年勤続表彰〔役員8年以上〕

(元役員) 三浦 國行



(表紙写真)
忠別川第3頭首工

土地改良区の概要

(4月1日現在)

組合員	995人
賦課面積	8,087ha

令和2年度予算及び事業計画概要

昨年は、水稻におきましては、春先から気温も高く生育は順調に推移しました。その後、9月収穫期には雨の日が多く収穫の遅れが心配されましたが、結果的には品質、収量ともに申し分ない状況でした。また土地改良区でも大きな自然災害が無く安堵したところです。

さて、今年は、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、日本においても感染者数が増加しており、外出自粛などの対策が取られ、日本経済に大きな影響を与えているところです。農業にとっても試練の年になることが予想されます。組合員皆様におかれましては農業経営に憂慮されていると思いますが、食を担う農業者として、本年も昨年同様に天候に恵まれ実り多い最良の年であるよう祈念しています。

国の農業・農村整備事業の令和2年度予算においては、昨年比0.1%増額となっています。北海道における農業農村整備事業は、昨年比1.7%増で887億42百万円となっており、土地改良事業の実施に弾みがつくものと期待している所です。

一方、当区では、年々土地改良施設の老朽化による更新、農地区画拡大の要望が多く寄せられ必要性は高まり地元要請には追いついていない状況下であり、さまざまな課題がありますが、農業の根幹である農地・農業用水の維持・保全のため鋭意工夫し取り組んでいく所存です。

このような諸情勢の中で下記の点を踏まえ今年度の予算編成を行いました。

1. 経常賦課金について

昨年度と同額10アール5,200円となっております。将来を見据えての賦課金となっておりますことに特段のご理解をいただきますようお願い申し上げます。なお、地区統合の合意に沿って本年度賦課金の調整としては、賦課平準化支援1,579千円を取り崩し運営費に充てる予定です。

2. 土地改良施設整備水準について

土地改良施設の地域平準化として24,000千円を取り崩し、改修計画を立て整備を進めますが、特に緊急を要する施設については、随時改修を実施することといたします。この取り崩しは本年度が最後になります。

3. 国営土地改良事業について

旭東東神楽地区は工事3年目、大雪東川第一地区は工事4年目、大雪東川第二地区は工事2年目とそれぞれの工事実施段階に入りますが、組合員皆様の期待に応えるべく、土地改良区の役目も重要になり、事業実施に向け関係機関と連携を図り進める所存です。

4. 道営基盤整備事業について

近年、上川管内の道営事業への申請が増加しており、組合員皆様の要望に応えきれていない状況です。当区も予定事業の採択が遅れており、今年は昨年同様4地区のみとなっております。また事業量も多くは望めない状況の中ではありますが、忠別北地区は事業実施6年目、兵村北地区は工事3年目、忠別南地区は工事2年目、旭正北中央地区は工事2年目を予定しています。線事業整備の一環として進めています上幹線用水路は工事4年目となり用水路改修を予定しています。なお、上部団体を通じて今後の事業進捗に、引き続き要請活動を行っていく所存です。

5. 団体営農地耕作条件改善事業について

定率助成補助事業により、東忠別地区、共栄地区、豊田地区、米原瑞穂地区で水路等の改修を予定しています。

6. 利水調整規程の設定について

昨年の土地改良法の改正に対応し、農業用水の供給を適正に行い、有効的に水利用をするために設定いたしました。

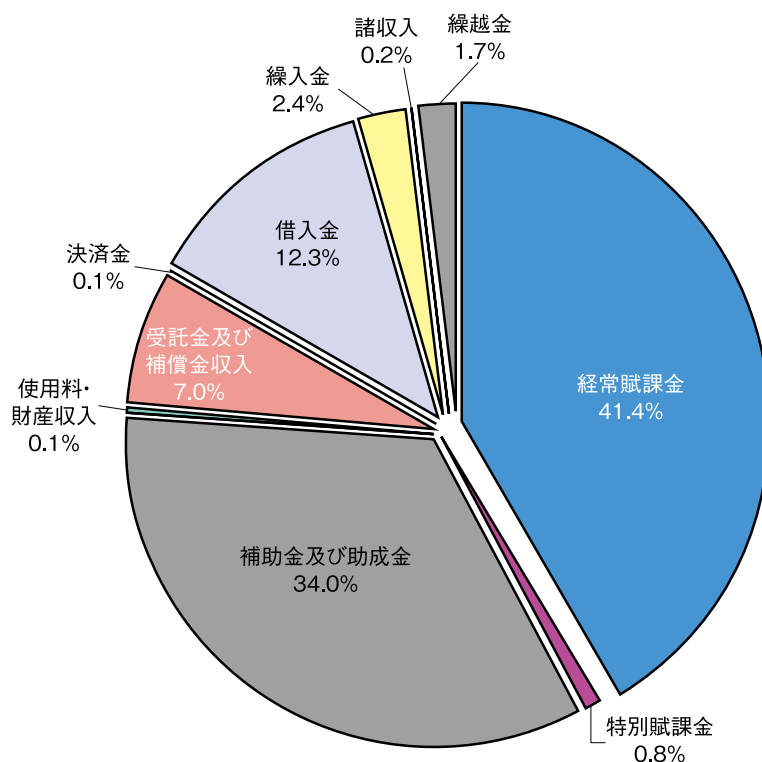
令和2年度土地改良区予算が決まりました

総額1,198,996千円

収入

(単位：千円)

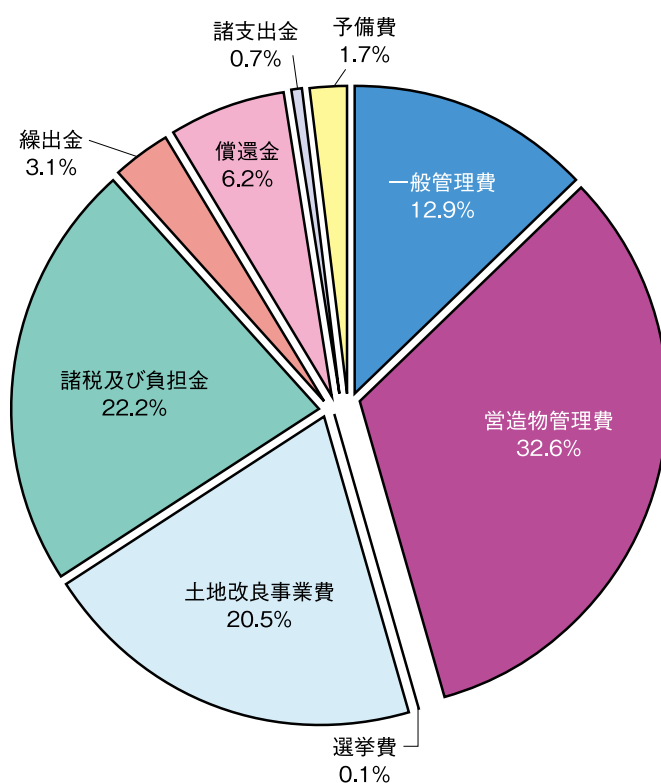
項 目	予 算 額
経 常 賦 課 金	497,988
特 別 賦 課 金	9,193
補 助 金 及 び 助 成 金	408,468
使 用 料	133
財 産 収 入	844
受 託 金 及 び 補 償 金 収 入	83,993
決 済 金	166
借 入 金	147,669
繰 入 金	28,589
諸 収 入	1,953
繰 越 金	20,000
合 計	1,198,996



支出

(単位：千円)

項 目	予 算 額
一 般 管 理 費	154,346
営 造 物 管 理 費	392,580
選 挙 費	10
土 地 改 良 事 業 費	245,387
諸 税 及 び 負 担 金	267,428
繰 出 金	36,912
償 還 金	74,253
諸 支 出 金	8,080
予 備 費	20,000
合 計	1,198,996



▽ 令和2年度 賦課金について

平成26年度から地区統合により、一部地域を除き経常賦課金課率が統一され、令和2年度は10a当たり5,200円となりました。統合前旧地区の経常賦課金と比較し賦課金が上昇する地区については、緩和対策として賦課金平準化支援による7年間の段階的調整により、以下の通り本年度賦課金が減免されます。

また、ため池等を自ら管理し一部排水のため当区施設を利用している地域については、自主管理地として、令和2年度賦課金課率は一般地域の10%となる10a当たり520円が賦課されます。

(単位：円)

地区名	旧地区名	経常賦課金 課率	平準化 支 援	平準化支援 後課率	第1期	第2期
一 般	東 川 甲	5,200	0	5,200	2,600	2,600
	東 川 乙		100	5,100	2,600	2,500
	東 旭 川		0	5,200	2,600	2,600
	ペーパン		100	5,100	2,600	2,500
	桜 岡		0	5,200	2,600	2,600
	東 神 楽		0	5,200	2,600	2,600
	稲 荷		50	5,150	2,600	2,550
	志 比 内		100	5,100	2,600	2,500
自主管理地	—	520	0	520	520	0

※ 経常賦課金について、忠栄高台地区は揚水機負担相当額、国営事業地区並びに道営事業地区は夏期施工に掛かる促進費負額が別途加算されます。また、特別賦課金として、ほ場整備事業、客土事業、暗渠排水事業等を実施された農地には別途負担金加算されますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

・ 賦課期日及び納期日

期 別	賦課種別	賦課期日	納入期限	賦課基準日
第 1 期	経常賦課金	令和 2 年 7 月 1 日	令和 2 年 7 月 15 日	令和 2 年 6 月 30 日の 土地原簿記載面積に より賦課いたします
第 2 期	経常賦課金 特別賦課金	令和 2 年 7 月 1 日	令和 2 年 11 月 16 日	
賦課金納入機関		東和土地改良区、農業協同組合（東川町・東神楽・東旭川・あさひ かわ・たいせつ・比布）本所、支店・支所、北洋銀行大雪通支店		

※期限内納入と完納にご協力をお願いいたします。

※納入期限が過ぎますと、年利14.6%の延滞金加算されます。

▽ 令和2年度 農地転用決済金について

地区内にある農地を他の目的に転用又は公共事業等で買収された場合、土地改良区に農地転用通知書を提出すると共に、地区除外決済金を納入しなければなりません。決済金は地区除外によって、残存組合員の負担の過重とならないよう一時に支払うお金です。

平成26年度から地区統合により10a当たり決済金額が統一されましたが、統合前旧地区の決済金と比較し上昇する地区については、緩和対策として7年間の段階的調整により、以下の通り金額が調整されます。

年 度	金 額	調整後の金額	
令和2年度	33,222円	※1 決済金調整地区	
		東旭川白地区 東旭川市街化地区	32,018円
		東川乙地区	32,022円
		ペーパン A、B 地区	31,997円
		稲荷 A 地区	32,044円
		志比内地区	32,014円
		※2 自主管理地（ため池管理等の賦課金10%地域）の決済金はありません。	

※各地区は場整備事業実施の地域には、上記の金額に別に計算した区画整理・暗渠・客土などに係る償還残元金加算されます。

令和2年度 土地改良事業概要

【国営事業】

(単位：千円)

事業名	地区名	概算事業費	当年事業費	事業内容	区分	
緊急農地再編整備事業	大雪東川第一地区	25,210,000	2,470,000	調査設計業務	199.1ha	継続事業
				区画整理	108.0ha	
				暗渠排水	108.0ha	
				用水路	7,000m	
				排水路	11,400m	
	大雪東川第二地区	37,030,000	2,390,000	調査設計業務	216.8ha	継続事業
				区画整理	70.0ha	
				暗渠排水	70.0ha	
				用水路	3,400m	
				排水路	6,600m	
	旭東東神楽地区	37,700,000	3,060,000	調査設計業務	195.0ha	継続事業
				区画整理	101.0ha	
				暗渠排水	101.0ha	
				支線用水路	2,000m	
				用水路	6,850m	
			支線排水路	1,700m		
			排水路	13,100m		

【道営事業】

(単位：千円)

事業名	地区名	全体事業費	当年事業費	事業内容	区分	
農地整備事業 (経営体育成型)	忠別北地区	3,181,000	673,050	区画整理	33.7ha	継続事業
				暗渠排水	32.0ha	
				用水路	5,174m	
				排水路	3,597m	
				耕作道路	4,754m	
				生産排水路	157m	
	兵村北地区	2,783,000	305,166	区画整理	14.6ha	継続事業
				暗渠排水	20.0ha	
				用水路	1,830m	
				排水路	1,950m	
	忠別南地区	1,579,000	233,000	耕作道路	2,390m	継続事業
				区画整理	8.6ha	
				暗渠排水	8.6ha	
				用水路	765m	
	旭正北中央地区	2,013,000	194,000	排水路	712m	継続事業
				耕作道路	2,290m	
調査設計業務(3年目)				一式		
区画整理				6.4ha		
暗渠排水				8.8ha		
用水路				647m		
水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型)	上幹線地区	853,000	153,900	排水路	654m	継続事業
				耕作道路	724m	
				U型フリューム改修		
				生産用水路	267m	

【団体営事業】

(単位：千円)

事業名	地区名	全体事業費	当年事業費	事業内容	区分
維持管理適正化事業	東雲第2頭首工	6,500	6,500	頭首工整備一式	継続事業
	東川北第4支線用水路	10,400	10,400	用水路整備9.4m	新規事業
	北第3支線第2分派線第2分線	16,100	16,100	用水路整備48.2m	新規事業
	東忠別第2頭首工	17,400	17,400	頭首工整備一式	継続事業

事業名	地区名	概算事業費	当年事業費	事業内容	区分
農地耕作条件改善事業	共栄地区	18,000	18,000	用水路整備 440m	新規事業
	豊田地区	11,000	11,000	用水路補修 200m	新規事業
	米原瑞穂地区	25,000	12,500	用水路補修 580m	新規事業
		60,000	20,000	用水路補修 1,500m	新規事業
	東忠別地区	60,000	10,000	調査設計 一式 用水路補修 600m 取水工 1箇所	新規事業
国造造成施設管理支援事業	北第4支線第3分派線安全施設整備	3,700	3,700	トラフ蓋設置 V500用PC蓋 265m	新規事業

【道営事業】

(単位：千円)

事業名	地 区 名		全体事業費	当年事業費	事業内容		区 分
農業水路等長寿命化・防災減災事業費	東和	東桜岡第1ダム	3,000	3,000	斜樋塗装 水位計	一式 1箇所	新規事業
		東桜岡第2ダム	5,000	5,000	斜樋塗装 水位計	一式 1箇所	新規事業
		ペーパン川水系	3,000	3,000	水位計	5箇所	新規事業
		忠別川第3・4頭首工	8,000	8,000	水位計 監視モニター(本部) 監視カメラ	6箇所 2箇所	新規事業
		東神楽游水池	2,000	2,000	水位計	2箇所	新規事業
	東旭川中央	倉沼第1幹線用水路	7,000	7,000	機能保全計画策定		新規事業
		倉沼川第1頭首工	2,000	2,000	水位計	2箇所	新規事業
	東旭川北	倉沼川第2頭首工	2,000	2,000	水位計	2箇所	新規事業
	東川南	忠別川第1頭首工 ポン倉沼川注水導水路 南支線用水路 基線沿支線第1分派用水路	10,000	10,000	機能保全計画策定		新規事業
		忠別川第1頭首工 ポン倉沼川注水導水路 南支線用水路 基線沿支線第1分派用水路	9,000	9,000	水位計 監視カメラ	6箇所 1箇所	新規事業
	東川中央	忠別川第2頭首工	6,000	6,000	水位計 監視カメラ	3箇所 1箇所	新規事業
	東川北	ポン倉沼川第1頭首工 東川西8号放水路北第5支線用水路 東川西8号放水路北第6支線用水路	9,000	9,000	機能保全計画策定		新規事業
		ポン倉沼川第1頭首工 東川西8号放水路北第5支線用水路 東川西8号放水路北第6支線用水路	4,000	4,000	水位計	3箇所	新規事業
	東神楽南	高台揚水機線用水路 北第3支線取水工 東神楽北第3支線用水路 東神楽北第4支線用水路 東神楽北第4支線第9分派線用水路 東神楽北第5支線用水路	7,000	7,000	水位計	7箇所	新規事業
	東神楽中央	ポン川注水幹線用水路 東神楽北第2支線用水路 北第1付属線取水工	6,000	6,000	機能保全計画策定		新規事業
		ポン川注水幹線用水路 東神楽北第2支線用水路 北第1付属線取水工	4,000	4,000	水位計	3箇所	新規事業

今年の通水は5月1日です

今年もかんがい用水配分の円滑を期すべく、雪解けと共に春工事で用水路の維持管理事業及び漏水防止工事等を施工し、施設維持管理と水配分に万全を期すべく努力しているところです。

通水は例年どおり5月1日ですので、よろしくお願いいたします。また、5月に入りますと本格的に代掻き水量を通水いたしますので、各幹線用水路の上流地域に近い個所から早期に着手し、順次下流地域に代掻き作業が進められるようお願いすると共に、全地域の組合員の皆様が適期内に水稻移植ができますよう、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

[連休中の対応]

基本は休日対応になりますが、速やかに対応できる体制をとっています。

<< 通水期間緊急時の連絡は？ >>

東和土地改良区 32-2241(代) 東川事業所 82-0500
東神楽事業所 74-4005 もしくは以下の担当職員へ

地 域	担当者	電話番号
総 括	技術部 部長 清河 寛行	090-8708-3288
東 川 地 区	東川事業所 技師 太田 宏樹	090-3397-5938
東旭川地区	技術部整備課 主査 片平 健司	090-3114-5250
東神楽地区	東神楽事業所 主任 松田 陸	080-5582-4848
東神楽地区	東神楽事業所 技師 石川 健太	080-5722-5968

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

！ 感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い 正しい手の洗い方

手洗いの前に、爪は短く切っておきましょう。時計や指輪は外しておきましょう。

- 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 手の甲をのほすようにこすります。
- 指先、爪の間を念入りにこすります。
- 指の間を洗います。
- 親指と手のひらをねじり洗います。
- 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所では、マスクが必須です。

咳やくしゃみをする時は、ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う。袖で口・鼻を覆う。

何もせずに咳やくしゃみをするのはNG。マスクがなくても、ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆うのはOK。

正しいマスクの着用

- 鼻と口の両方を確実に覆う。
- ゴムひもを耳にかける。
- 隙間がないよう鼻まで覆う。

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

「密閉」「密集」「密接」しない！

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意！

他の人と十分な距離を取る！

2メートル

窓やドアを開けこまめに換気を！

屋外でも密集するような運動は避けましょう！

少人数の散歩やジョギングなどは大丈夫

飲食店でも距離を取りましょう！

- ・多人数での会食は避ける
- ・隣と一つ飛ばしに座る
- ・互い遠くに座る

会話をするときはマスクをつけましょう！

5分間の会話は1回の咳と同じ

電車やエレベーターでは会話を慎みましょう！

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare 厚生労働省フリーダイヤル 0120-565653

各施設物管理人・監視人が決まりました

本年度の各施設管理・監視人について、次の方々に委嘱いたしておりますので、かんがい水の配分などには十分連絡をとり万全を期してください。

地区名	管理施設	氏 名	管理施設	氏 名
東川	忠別川第1頭首工・上流温水溜池管理人・東川第1游水池管理人	秋山 雅彦	東雲第4取入口	梶畑 直敏
	第1水路・第2水路監視人・西3号中央線・西2号南線・西4号北4線分水門・西8号北5線分水門・西7号南1番基線用水路調節水門管理人・ボン倉沼川第1頭首工	秋葉 政幸	東雲第6頭首工	大城 進 畑中 幹夫
			東雲第7頭首工	畑中 幹夫 梶畑 直敏
			東雲第8頭首工	古高 正
			東雲第9頭首工	秋原 譲
	西2号北1線スクリーン 管理人	尾上 正博	東雲第10頭首工	菅沼 順稚
	ボン倉沼川第2頭首工管理人	小林 拓馬	東雲第11頭首工	菅沼 久夫
	東4号石井地先幹線直分水門管理人	正満 美穂	東雲第12取入口・東雲第13の2取入口・東雲第13の3取入口	溝口 敬章
	西6号御家瀬地先分水門管理人	山中 伸幸	東忠別第1頭首工	佐竹 国広
	西8号南線分水門管理人	水野 稔	東忠別第2頭首工	津谷 勇作
	西11号北5号放水路調節水門管理人	高橋 壽	東忠別第3頭首工	山下 悟
	北栄上幹線頭首工	吉田 建夫	東忠別第7頭首工	河治 均
	北栄下幹線頭首工	高橋 新一		
	東雲第2頭首工	紙谷 誠一		
	東雲第3頭首工	畑中 雅晴		
東旭川	忠別川第3・第4頭首工及び上下游水池管理人 上幹線・下幹線監視人 上幹線第1・第2支線及び下幹線第1・第2支線水門管理人	本間 秀信	追分幹線第1支線放水工・豊田幹線第1支線管理人	西島 廣志
	倉沼川第1頭首工管理人 倉沼川第1幹線分水門管理人 上幹線調節水門管理人 倉沼川第1幹線第1支線水門管理人 倉沼川第2幹線分水門管理人 倉沼川第2頭首工管理人	高橋 正孝	米原頭首工管理人・ペーパン頭首工管理人	小林 忠志
			第6頭首工管理人	大橋 勉
			第7頭首工管理人（西瑞穂頭首工）	大橋 勉
			第9頭首工・温泉沢取水門・第10頭首工・東瑞穂幹線取水門管理人	中村 肇
	倉沼川第3左岸頭首工管理人	伊藤 隆	下南部貯水池・下南部幹線管理人	渡部 光幸
	倉沼川頭首工管理人	谷山 勝	ペーパングダム管理人	今井 和伸
	倉沼川第3頭首工右岸水門管理人	吉岡 正道	下南部川第1・2取水管理人	佐々木 博
	坂下川取水工管理人 坂下川第1支線用水路管理人	三上 善寛	東瑞穂幹線第1号排水路放水工・東瑞穂幹線第2直分派線・東瑞穂幹線スクリーン管理人	大橋 政美
	下幹線第3支線水門管理人	横尾 政博	東瑞穂幹線第2直分第1号排水路放水工・東瑞穂幹線第3直分派線管理人	中村 肇
	忠別南支線管理人	吉田 尚樹	7号の沢放水工管理人	小森 明
	忠別第5支線水門管理人	高橋 一政	福島川本流排水路放水工・西瑞穂幹線第3直分派線管理人	有馬かおり
	西12号北5線放水路調節水門管理人 日の出上筋違線調節水門管理人	山本 昭一	東瑞穂幹線第13直分派線・福島川第6号排水路放水工管理人	有馬かおり
	日の出下筋違線調節水門管理人	蔦井 弘司		
	各支線スクリーン管理人	高橋 正孝		

地区名	管理施設	氏 名	管理施設	氏 名
東旭川	第2頭首工管理人（豊田頭首工）	高橋 渡	第6頭首工幹線第2・第4直分派線・福島川第1号排水路放水工管理人	大山 勉
	第3頭首工管理人	牧 哲夫		
	第4頭首工（追分頭首工）追分幹線・追分幹線第2支線管理人	森定 一二	米原幹線第1分派線管理人	安田 和弘
	追分幹線第1支線放水工管理人	二階堂 博	米原幹線第3支線管理人	小檜山 隆
	追分幹線第1支線第1分派線放水工管理人		米原幹線第2直分派線管理人	原 昌弘
	豊田幹線放水工2箇所管理人	成瀬 徳之	東桜岡第1ダム・幹線水路（4路線）	北村 敏光
	追分幹線第1支線第7分派線管理人	吉原 寿一		
	豊田幹線第9直分派線管理人	高倉 伸淳	東桜岡第2ダム	北村 敏光
東神楽	東神楽游水池管理人・幹線水路監視人・揚水機及び揚水機線管理人	(株) 柳 沼	北第7支線第1附属線分水門管理人	伊藤英太郎
	忠栄高台第1支線管理人	森 豊毅彦	第1支線頭首工管理人（八千代第1頭首工）	小菅 嘉顕
	忠栄高台第3支線管理人	石井 実	第2支線取入口管理人（八千代第2取水工）	古本 純平
	忠栄高台第4支線管理人	古本 純平	第3支線頭首工管理人	林 鏡一
	北第3支線分水門管理人	追立 正史	第4支線頭首工管理人（八千代第4取水工）	林 鏡一
	高台第1附属線分水門管理人	大西 建一	第10支線頭首工管理人（稲荷第10頭首工）	吉原 義順
	高台第2附属線分水門管理人	久保 昭博	第11支線取入口管理人（稲荷第11取水工）	吉原 義順
	高台第8附属線分水門管理人	吉田 敏仁	第13支線取入口管理人・第14支線取入口管理人・（稲荷第13・14取水工）ポンプ取入口管理人	佐野 武
	北第1支線分水門管理人	森 豊毅彦		
	北第1支線附属線分水門管理人	石川 勝幸	第15支線取入口管理人（稲荷第15取水工）	山本 忠義
	南第2支線分水門管理人	辻 幸功	第5支線取入口管理人	石井 実
	北第2支線分水門管理人	蒔田 栄	第12支線取入口管理人	大塚 和彦
	南第3支線分水門管理人	大柿 稔	第6支線取入口管理人（八千代第6取水工）	北川 信一
	南第4支線分水門管理人・南第6支線附属線分水門管理人	中村 照男	第7支線取入口管理人（八千代第7取水工）	
	北第4支線第9分派線分水門管理人	岩瀧 孝夫	第8支線取入口管理人（八千代第8取水工）	長谷田克裕
	南第5支線分水門管理人	山本 康宏	第17支線取入口管理人（稲荷第17取水工）	大塚 和彦
	北第5支線分水門管理人	中川 隆史	第2支線補水水路管理人	小菅 嘉顕
	北第6支線分水門管理人	島田 幸典	第15支線補水水路管理人	山本 忠義
	北第7支線分水門管理人	生出 栄	新第5用水路管理人	水本 悦可
	南第5支線附属線分水門管理人	三野 功	志比内地区水路監視人	岡村 義則
	南第6支線分水門管理人	高橋 誠	八千代ヶ岡幹線用水路 監視人	大柿 誠
東川 東神楽	忠別川第2頭首工	小坂 法弘		
	東川第2游水池			

改良区からのお知らせ

◇春の整備要望について

雪解け後、通水に障害がある様な施設が御座いましたら、最寄りの総代さんまでご相談頂きますようお願いいたします。なお、限られた財源の中での整備となり、工事の内容によっては時間を要する事も予想されますが、ご理解をお願い申し上げます。また、国営、道営事業の実施地区に於いて5年以内の整備計画のある地域については、簡易整備にて対応させて頂き、事業による施行まで現施設の利用をお願いする場合がありますので、ご了承願います。

◇組合員資格の移動、農地転用について

組合員資格の移動、農地転用の届け出は、土地改良法の規定により**組合員から土地改良区へ通知することが義務付けられております**。届出の無い場合は、土地改良区の台帳は変更されず、そのまま賦課されますので、必ず届け出して下さい。

こんな時は必ず届け出をお願いします

◆組合員資格に変更があったとき（組合員資格得喪通知届出）

- ・農地の移動（売買、賃貸借、交換など）
- ・農業者年金等による経営移譲
- ・生前一括贈与、死亡による名義変更
- ・住所の変更
- ・農家経営を法人化される方

◆農地を転用するとき（地区除外申請、農地転用等の通知、意見書交付願い）

- ・公共用地（道路、水路など）への売買による転用
- ・水田を宅地などへ転用

◆土地改良施設を使用したいとき（他目的使用申請書）

- ・雨水排水や合併浄化槽処理水の放流
- ・土地改良施設用地を出入り口など他目的に使用

農地の賃貸、売買にあたっては確認をお願いします

農地の移動（賃貸、売買など）の場合、賦課金未納の農地を賃貸、取得しますと土地改良法の規定により、**新たな耕作者が未納賦課金（滞納賦課金）を納入しなければなりません**。
必ず、**土地改良区に未納があるかどうか確かめてから契約するようご注意ください**。

◇草刈、清掃作業傷害保険について

これから水路愛護組合等の活動により水路の清掃や草刈が行われますが、改良区管理水路での事故に備え全組合員の皆様を対象に傷害保険に加入していますので、もし、改良区水路での事故等あればご相談ください。

傷 害 保 険

- | | | |
|----------|---|------------------------------|
| 1. 保険内容 | 土地改良区が維持管理する用排水路において、組合員が従事する草刈、清掃作業中に被った傷害を補償する保険。 | |
| 2. 被保険者 | 組合員全員 | |
| 3. 保 険 金 | [死亡・後遺障害] | 500万円 |
| | [入院日額] | 5,000円（事故発生日から180日限度） |
| | [通院日額] | 3,000円（事故発生日から180日以内で90日を限度） |

基盤整備事業で造成されたパイプラインの管理について（お願い）

現在、東和土地改良区エリア内では、各種基盤整備事業が執り進められており、区画拡大に併せ、用水路のパイプライン化が進められております。施設がパイプラインになる事で、維持管理の大幅な軽減に繋がる事が見込まれますが、春の通水作業や秋の断水作業については、関係受益者皆様方のご協力が不可欠となりますので、ご理解を頂きたくお願い申し上げます。

又、毎年のかんがい期間は8月31日までになりますので、暗渠排水の管内清掃を実施する際には、かんがい期間内に終わらせて頂き、

落水時には冬の凍結防止対策として、各排泥弁や給水栓は全て開けておいて頂く必要があります。

パイプラインを利用されている受益者の皆様方に於かれましては、以上の点についてご配慮頂きたくお願い申し上げます。



土地改良区からのお願い

用水路における人身事故防止について

今年も通水時期となり、5月に入りますと改良区で管理しています用水路に水が満杯状態で流れてきます。

用水路のほとんどがコンクリート製のために水の流れが速く、幼児・児童、お年寄りが水路に転落すると大切な生命を失うことになります。

改良区では、危険な場所に危険防止看板などを設置し、各学校に対して危険防止ポスターを配布するとともに、時期的には広報車による危険防止の呼び掛けをするなどのPRに努めていますが、父母の皆様が子供に対して用水路の近くでは「遊ばない・近寄らない」と言い聞かせて頂くのが一番効果的です。

用水路における人身事故防止に皆様のご協力を下さいますようお願い致します。

用水路に物を捨てないで下さい

用水路内に空缶・家庭用プラスチック容器・ビニール類などが流れてきて、下流の取水口などに詰まり、水が氾濫して被害を受ける事がありますので、絶対用水路に物を捨てないようにご協力下さい。

また、捨てている人を見ましたら、注意を呼びかけて下さい。



役員の補欠選任が実施されました

令和元年10月10月にご逝去された当改良区理事三浦國行氏の補欠選任が実施されました。
令和元年11月20日に役員推薦会議が開催され、令和元年12月11日の臨時総代会にて承認されました。
新役員 羽藤 道夫 (東旭川地区)

土地連功労表彰

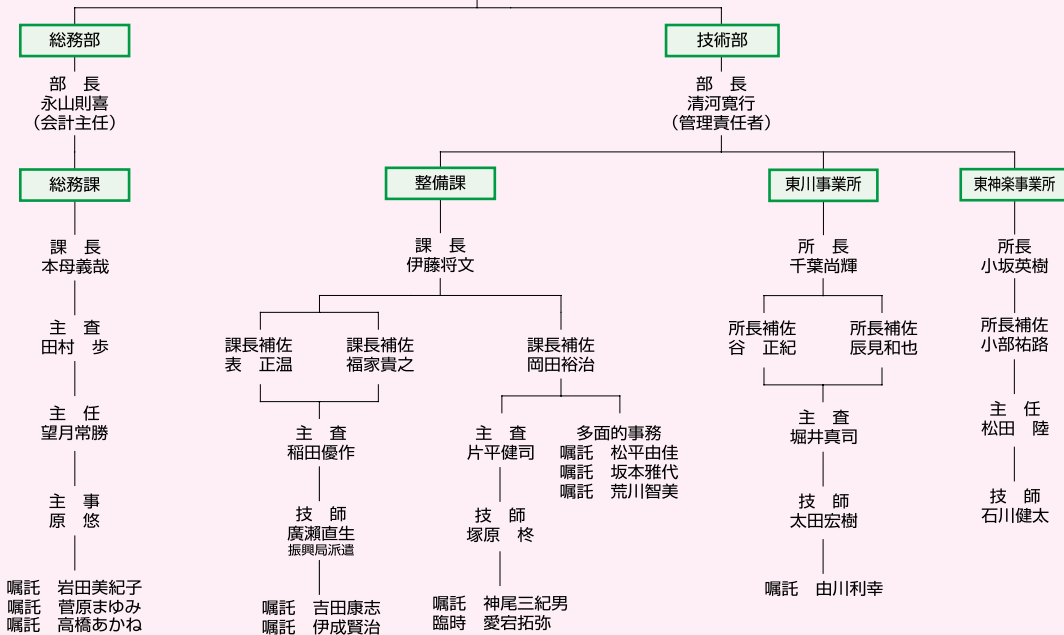
去る3月17日、アートホテル旭川において開催された土地連上川支部全体会議の席上に於いて、長年に亘り土地改良事業の推進に尽力された功績による功労表彰が行われ、当改良区から以下の方が表彰されました。

【功労表彰】 優良職員 在職20年以上 (敬称略)
整備課主査 片平 健司 東神楽事業所長補佐 小部 祐路

令和2年度 事務機構図

参事
大澤延博

令和2年4月1日付



ホームページアドレス
<http://www.touwa.or.jp/>

令和2年4月30日発行
発行所
旭川市東旭川町旭正312番地
東和土地改良区
電話 32-2241 FAX 32-2244
発行人 理事長 外山 弘美
編集 総務課



新入職員紹介

社会人1年目ですが、失敗を恐れず何事にも前向きに頑張りたいと思います。
よろしくお願いします。

総務部総務課
主事 原 悠

お世話になりました

技術部整備課
技師 渡邊 大地

令和元年12月31日付で退職いたしました。
大変お世話になりました。